

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第22回／家裁第23回)

1 開催日時

平成26年11月20日（木）午後1時30分から午後5時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 石井佳世, 植之原邦彦, 大須賀滋（委員長）, 高長伯, 近藤久美子, 畠山勇一郎, 嶽山博之, 永山一秀, 日高照子, 吉村真幸

(家裁委員) 池田浩明, 上原大祐, 大須賀滋（委員長）, 小路由美子, 馬場竹彦, 東和沖, 藤田一知, 村田文也, 若松由美

(五十音順)

(説明者) 前田部総括裁判官, 千住民事次席書記官, 永里主任書記官, 立山主任書記官, 財前総括主任家裁調査官, 山田（雄）家裁調査官

4 議事等

(1) 自己紹介

(2) テーマ

ア 地裁委員会「破産手続と民事再生事件の実情について」

イ 家裁委員会「少年事件における教育的働きかけについて」

(3) 議事の概要

別紙のとおり

(4) 次回期日

平成27年5月21日（木）午後1時30分から午後5時まで

(5) 次回テーマ

未定

(別紙)

地裁委員会テーマ「破産事件と民事再生事件の実情について」の質問・意見交換

1 「破産事件と民事再生事件の実情について」

制度概要の説明

(担当者) 鹿児島地方裁判所部総括裁判官 前田 郁勝
鹿児島地方裁判所民事次席書記官 千住 敏彦
鹿児島地方裁判所主任書記官 永里 秀行
同 立山 雅博

2 質疑

(委員長) 破産手続、民事再生手続の説明の中で、全国的な傾向と違い、鹿児島における破産申立ては増えていると説明があったところだが、銀行実務では鹿児島における企業動向についてどのように考えているか。

(委員A) 民事再生手続はその再生計画を立てるのが難しいから、破産手続を選択する方が増えているという実情にあるのではないかという感覚である。ただ、破産申立ては、負債が免除され、再生を図ることができるため、前向きに捉えている。破産手続の中で配当があるかどうかということよりも、地域経済の面からどうなるか、雇用があるかどうかという点から、今後のあるべき姿を注視している。

(委員B) 平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されるが、同法の施行で破産申立てが減少するのか。

(説明者) まだ分からぬ。おそらく生活困窮者を就労でバックアップしたり、新しい住居のバックアップをするなどして、しかも公的機関だけでなく、NPO法人も含めて支援していくことになると思われる。そのため、借入れに走って家計破綻に陥ることが少なくなると考えられる。

(委員C) 生活保護について役所内の基準があると思うが、生活保護が認められず、裁判になった場合、裁判所内で生活保護に対する基準はあるのか。

(説明者) 裁判になる場合には、生活保護申請の却下処分についての取消訴訟の提起ということはあるが、それは、予め定められた基準に基づいて判断するものではなく、個々の事案について、法令の定めた要件に照らして、その却下処分が適法かどうかについて判断されることになるものと思う。

(委員D) 破産手続で管財事件が増えているというが、どういう場合に管財事件になるのか。また、免責不許可になった場合には、その人には負債が残ることになるので、専門家に相談しなさいなど何らかの対応を裁判所でしているのか。

(説明者) まず破産管財人を付けるかどうかは、破産者の保有する財産の評価額、免責不許可事由があるかないか等の事情を考慮して判断している。

免責不許可事由がある場合には、破産管財人から免責に関する意見書を提出してもらい、破産者の更生のために裁量で免責を許可してもいいのではないか、という意見であれば、免責が許可される傾向が多いかと思われる。免責不許可事由が特定の親族だけに返済していたというような場合には、その親族から支払を受けてその他の債権者に配当するということで、免責を許可する場合もある。過去の例を見ると、破産手続が開始されて以降、破産管財人の調査に協力しないとか、財産を勝手に処分するなど、破産手続を軽視する、あるいは、ないがしろにするような場合には、管財人からの意見が厳しい意見となることもある。

(委員E) 日本ではギャンブル依存が多く、成人人口の5%ぐらいがギャンブル依存と言われているが、免責不許可となるケースはギャンブル依存が多いのか。また、ギャンブル依存を直すために外部機関との連携を行っているのか。

(説明者) 破産の原因がギャンブルであっても全て免責を不許可にするというわけではなく、破産手続の中で更生の姿勢を真摯に示せば、免責が許可されることが多いと思われる。また、鹿児島はパチンコ店が多く、人によ

っては500万円、1000万円使っており、病気だと診断される人や施設に入る人もいる。免責不許可事由があるということで、破産管財人が破産者にギャンブル依存を治すため、ギャンブル依存の自助グループに定期的に行くよう指示して、ギャンブル依存を克服するというケースがあった。さらに、ギャンブル依存が病的なため、医師のケアを受けている人について、更生のために許可したこともある。

(委員長) 弁護士の委員の方で、個人破産のケースで免責が不許可になったという事案があれば御紹介いただきたい。

(委員F) 免責不許可となった事例の経験はなく、可能な限り裁量免責の決定が出される方向に持っている。破産者は概ねギャンブル好きである。また、ギャンブル依存の人は何かよそで治療をしているのではないかと思われる。破産手続は多額の負債を抱えた者の立ち直りのための手続なので、裁量での免責許可の決定には、とても感謝している。

(委員G) 一般の法律相談でギャンブルがひどいという話があれば、免責を受けるのは無理だと話すので、弁護士に申立てを依頼するのはやめるケースはあると思うが、私が申立代理人となった破産者については、負債の理由がギャンブルでも免責許可の決定を受けている。

破産管財人になると、破産者の生活指導という面もあり、このままで免責を受けられないと、きつく話をすることもある。破産管財人としては、破産者の更生、立ち直りを念頭に破産者に接するため、免責を不許可にするという考えではなく、破産者が破産管財人と協力して破産手続を終わらせられれば、不許可の意見になることはないというのが私の実感である。

(委員長) 裁判所が作成している破産手続申立書について、御意見をいただきたい。

(委員H) 私は仕事で裁判員裁判や被害者保護の充実など一般の方によく仕事を

分かってもらうようリーフレットを作ったりして説明を行ってきたが、裁判所が作っている破産手続申立ての書類は苦労して作られていると思ったものの、文字が多く、破産手続を考えている人がなるほどと思って分かるのかなと率直に思った。

(委員 I) 裁判所が作成している破産手続申立ての書類は、字がいっぱいあり、読んで理解をするのは時間がないと難しいと思う。東京で仕事をしていた際に企画書をプロデューサーに提出するときは、13話分を1枚にまとめて出すように言われる。何か工夫次第でもう少し分量を少なくするのは可能と思う。また、現在日本は、何でも簡略化する傾向があるが、破産の相談に来た人に対して、もっと人をかけてもいいと思う。

(説明者) 貴重な意見と思うので、今後の参考にしたい。平成25年に本庁で申立てのあった510件のうち本人が申し立てたのは10件であり、法律的な記載があるため、なかなか御理解いただけず、1回では申立てが通らず、何回も裁判所に来てもらっているが実情である。

(委員 J) 裁判所に破産手続の申立ての相談で来た人に対し、民事再生手続の申立てをした方がよいと対応することはないのか。

(説明者) 本人が最終的に責任を取ることになるので、こういう制度があると教示することはあるが、手続選択は本人に決めてもらうことになる。

(委員長) 中身に立ち入って相談を行うことはできないが、相談の段階で手続を教示することはある。

家裁委員会テーマ「少年事件における教育的働きかけについて」の質問・意見交換

1 「少年事件における教育的働きかけについて」

制度概要の説明

(担当者) 鹿児島家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官 財前琢郎
鹿児島家庭裁判所家庭裁判所調査官 山田雄吉郎

2 質疑

(委員L) 鹿児島では平成25年の少年事件の新受人員は1332人であるが、罪名の内訳はどうなっているのか。また、家庭裁判所調査官の調査にはどのくらい時間がかかるのか。

(説明者) 平成25年の内訳は今分からないが、平成24年は新受人員1436人であり、内訳は窃盗が535人、傷害が39人、業務上過失致死傷が383人などとなっている。少年の問題性が大きい場合は少年鑑別所に収容されることになるが、1回の調査に2、3時間で2、3回調査を行うことになる。それ以外の在宅事件は、2、3時間の調査を1回行っている。

(委員M) 学校では保護者に保護能力がなくて少年を更生できない状況があるが、裁判所での保護者はどうか。また、保護司のなり手がいないと聞くが、どうか。

(説明者) 御指摘のとおり、監護能力がない、あるいは監護する意欲がない保護者がいる。保護者も困っていないわけではないので、保護者の立場になって困っていることを聞いている。また、これ以上同じことを繰り返せば、厳しい処分になると伝えて、危機感を持たせている。

保護司については高齢化が言われており、法務省は若い保護司の養成を考えているようであるが、仕事をしながら保護司の仕事をするのは大変であり、厳しい状況であると聞いている。

(委員N) ADHD（注意欠陥・多動性障害）と疑われる少年が万引きを起こしたりするが、家庭裁判所では、裁判所の医師が診断するのか。それとも、他の機関の医者が診断するのか。

(説明者) ADHDと思われれば、医師に診てもらったり、少年鑑別所に入っている少年であれば、少年鑑別所と連携している医師が診断している。それ以外の場合は保護者に診察を促すこともある。

(委員O) 性被害を受けた被害者はショックを受けるが、少年に対して、被害の

ことをどのように理解させているのか。

(説明者) 被害者が女性であるので、家庭裁判所の看護師に、女性の立場から話をしてもらっている。少年の理解力にもよるが、少年が想像するだけでは被害者は嫌だっただろうという程度の感想しか出てこないため、被害者の手記をあわせて紹介したり、被害者の感情を伝えるなどして、被害者の気持ちを深く考えさせることにより、被害者の心情に対する気持ちが少年の心に根付いていくと考えている。

(委員P) 被害者や少年の雇用主が審判に出席したり、意見を述べたりすることで、少年の処遇決定に影響はあるのか。

(説明者) 雇用主については、この先の立ち直りに役立つということで、励ましの言葉をかけてもらったり、こういうふうに迎え入れるつもりだと話してもらうこともある。被害者については、重大な事件に限られるが、被害者の立場の保障という面から、意見陳述という手続があり、裁判官に伝えることができる。

(委員長) 本日の貴重な御意見は、今後の裁判所の運営に活かしていきたい。

以上